

琉球大学工学部ものラボ使用規程

〔平成29年 6月21日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、工学部が設置するものラボの使用に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 ものラボは、ものづくり技術の向上及び人材交流を推進することを目的とする。

(使用者の資格)

第3条 ものラボを使用することができる者は、次に掲げる者とする。ただし、別表に掲げる特定の工作機器を使用する者は、第12条に定める使用者講習を修了しなければならない。

- (1) 工学部の学生、大学院生及び研究生
- (2) 工学部の教職員
- (3) その他工学部長（以下「学部長」という。）が適当と認めた者

(使用日時)

第4条 ものラボを使用することができる日時は、国立大学法人琉球大学職員就業規則第35条第4項に定める休業日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時0分から午後1時0分までを除く。）とする。ただし、第9条第2項に定める実施責任者が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

(使用申請及び許可)

第5条 ものラボを使用する者は、次に掲げる場合においては、原則として使用開始日の7日前までに所定の申請書を提出し、学部長の許可を受けなければならない。

- (1) 一定期間継続して使用する場合
- (2) 研修会、講習会等で使用する場合

(遵守事項)

第6条 ものラボを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 緊急連絡網を確認すること。
- (2) 使用開始前に、工作機械の取扱いに関する注意事項を確認すること。
- (3) 工作機械の運転中は持場を離れないこと。
- (4) 使用時間を厳守すること。
- (5) 作業終了後は工作機械及びその周辺の清掃と整理整頓を行うこと。
- (6) 使用終了後に、所定の記録簿に使用状況等を記載すること。
- (7) 備付けの工具を持ち出さないこと。
- (8) その他使用に関し工学部技術部の職員の指示に従うこと。

(使用禁止等)

第7条 学部長は、使用者が前条の規定に違反した場合は、使用許可を取り消し、又は一定期間その者の使用を禁止することができる。

2 学部長は、前項に定める場合のほか、施設の管理上やむを得ない場合その他特別の理由がある場合は、使用許可の内容を変更し、又は使用許可を取り消すことができる。

(損害賠償)

第8条 使用者は、故意又は重大な過失により機械、設備等を損傷し、又は汚染した場合は、その損害を賠償し、原状に復さなければならない。

(管理)

第9条 ものラボの管理は、技術部において行う。

2 技術部に、管理業務の実施責任者を置き、技術長をもって充てる。

(管理業務)

第10条 工学部技術部の職員は、次に掲げる管理業務を行う。

- (1) ものラボの解錠及び施錠を行うこと。
- (2) 工作機械、工具及び消耗品の管理を行うこと。
- (3) 工作機械、工具等の定期点検を6ヶ月に1回実施すること。
- (4) ものラボの管理に関し記録すること。
- (5) 使用者講習の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ものラボの管理に関し必要なこと。

(管理記録)

第11条 ものラボの管理に関する記録については、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 記録簿は3年間保存すること。
- (2) 使用者講習修了者に関する記録簿を作成し、保存すること。
- (3) 定期点検記録簿を作成し、保存すること。

(使用者講習)

第12条 使用者講習の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 各工作機械の操作方法に関すること。
- (2) 安全教育に関すること。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ものラボの使用に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、工学部教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成29年 6月21日から施行し、平成29年 6月1日から適用する。

別表 特定の工作機器一覧

3Dプリンター
3Dスキャナー
CNCフライス盤
レーザーカッター
ボール盤
糸鋸盤
旋盤